

答 申 書
(答申第7号)

平成10年12月7日

1 審査会の結論

北海道公文書開示審査会会議録（第62回～第68回）中の別紙2に掲げる非開示部分のうち、次の部分を非開示としたことは妥当であるが、異議申立人（法人に限る。）の名称を非開示としたことは妥当ではない。

- (1) 異議申立人（個人に限る。）の氏名並びに意見陳述人の住所、氏名及び年齢
- (2) 付帯意見提案委員、担当委員及び発言委員の氏名

2 異議申立ての経過等並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

別紙1（省略）のとおり

3 審査会の判断

- (1) 本件諮詢事案における審議について

本件諮詢事案に係る開示請求の対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、北海道公文書開示審査会（以下「本件審査会」という。）の第62回から第68回までの会議録であり、会議の日時及び場所、出席者氏名並びに議事の概要として発言した委員の氏名とその発言内容、意見陳述人及び実施機関の主張要旨等が記録されている。

本件公文書に係る一部開示決定（以下「本件処分」という。）に当たり、北海道知事（以下「実施機関」という。）が北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「改正後の条例」という。）による改正前の北海道公文書の開示等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）に定める非開示情報に該当するとして非開示とした情報（以下「本件非開示情報」という。）及びその非開示理由は、別紙2に掲げるとおりであり、異議申立人が本件処分の取消しを求めていることから、別紙2に掲げる非開示部分の区分に従って、非開示情報の該当性について順次検討する。

なお、実施機関は、本件非開示情報のうち、別紙2の4に掲げる部分については、非開示情報に該当するとする主張は行わないとしていることから、この部分に関しての審議は行わない。

また、実施機関は、本件非開示情報のうち、別紙2の2に掲げる部分については、改正前の条例第9条第2項第5号にも該当する旨主張していることから、この該当性についても判断する。

- (2) 別紙2の1に掲げる部分の非開示情報の該当性について

実施機関は、本件公文書に記録されている異議申立人（個人に限る。）の氏名並びに意見陳述人の住所、氏名及び年齢（以下「申立人氏名等」という。）が改正前の条例第8条第1項本文に該当するとしていることから、これについて検討する。

ア 改正前の条例第8条第1項本文は、実施機関は、開示請求に係る公文書に、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの（法令及び他の条例（以下「法令等」という。）の規定により何人でも取得することができる情報並びに公表することを目的と

して実施機関が作成し、又は取得した情報を除く。以下「特定個人情報」という。)が記録されているときは、当該公文書に係る公文書の開示をしてはならない旨定めている。

また、特定個人情報から除かれている情報としては、「公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」等が挙げられているが、これらには、公にすることが慣行となっていて公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないと認められる情報であって実施機関が作成し、又は取得したもの等が該当すると解されている。

イ 申立人氏名等については、特定の個人が識別され得る情報であり、公表されている事実はない。

また、申立人氏名等を開示すると、当該個人が異議申立て及び意見陳述を行ったという事実が明らかになるものであり、このような情報は開示しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないとは認められない。

したがって、これらの情報については、特定個人情報に該当すると判断する。

なお、改正後の条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るものうち、通常他人に知られたくないと認められる情報は、非開示情報に該当する旨定めている。

(3) 別紙2の2に掲げる部分の非開示情報の該当性について

実施機関は、本件公文書に記録されている付帯意見提案委員、担当委員及び発言委員（以下「発言委員等」という。）の氏名が改正前の条例第8条第1項本文、第9条第2項第4号及び第9条第2項第5号に該当するとしていることから、これについて検討する。

ア 改正前の条例第9条第2項第4号は、実施機関は、開示請求に係る公文書に、実施機関（知事及び公営企業管理者を除く。）、道が設置する大学の教授会並びに道の執行機関の附属機関及びこれに類するもの（以下「合議制機関」という。）の会議に係る情報のうち、会議の内容、議決事項、審議の参考とされた事項等に関するものであって、開示することにより、当該合議制機関等の公正又は円滑な会議の運営が著しく損なわれると認められるものが記録されているときは、当該公文書に係る公文書の開示をしないことができる旨定めている。

また、改正前の条例第9条第2項第5号は、実施機関は、開示請求に係る公文書に、試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道又は国等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にするおそれのあるものが記録されているときは、当該公文書に係る公文書の開示をしないことができる旨定めている。

イ 本件審査会は、公文書の非開示決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立てがあったときに、実施機関の諮問を受け、当該処分の当否を答申することを目的として改正前の条例第20条の規定により設置された知事の附

属機関であるから、改正前の条例第9条第2項第4号の合議制機関に該当する。

ウ 一般に、行政に民間からの多様な意見を取り入れるために設けられるような合議制機関においては、委員の意見を公開することにより、より多様な意見を誘発し、これにより意見の深化が図られる場合があるものと考える。

エ しかしながら、本件審査会は、そのような合議制機関ではなく、イで述べたとおり準司法的作用を営む機関であることからすると、他の合議制機関や一般の行政機関以上に中立・公平性、判断の適正性の確保が要求されるのであり、このような中立・公平性、判断の適正性の確保は、審議の過程における各委員への他からの干渉を排除し、自由かつ率直な意見交換を確保することによって実現されるものと考える。

オ このような観点からすれば、本件審査会の委員の意見が公表されると、委員が、外部の利害関係者から自分に対して何らかの働きかけが行われたり、自分個人の責任が問われたりするなどの事態が発生することをおそれ、また、審議の過程における自己の意見表明がその公開により利害関係者に何らかの影響を与えることを危惧することも生じ得るのであり、このような心理的影響から自由かつ活発な意見の交換が阻害され、その結果、委員の中立・公平性、判断の適正性自体が損なわれる事態が生じ得ることは否定できない。

カ 本件処分においては、発言委員等の氏名を開示すると、既に開示している発言内容と合わせて委員の意見が明らかとなることから、オで述べたとおり、本件審査会の公正又は円滑な会議の運営が著しく損なわれ、また、将来の本件審査会又はこれに類する合議制機関における事務の公正又は円滑な実施を困難にするものと認められる。

したがって、発言委員等の氏名については、改正前の条例第9条第2項第4号及び第5号に定める非開示情報に該当する。

キ また、一般に、本件公文書に記録されている本件審査会の委員の氏名については、これが公表されても、それのみをもってしては社会通念上個人のプライバシーを侵害するとは考えられない。

しかしながら、発言委員等の氏名とその発言内容が結びついた場合には、その発言内容から各委員の思想、信条等が明らかになるおそれがあるものであり、もはや開示しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないとはいえないものである。本件処分においては、発言内容が既に開示されており、発言委員等の氏名を開示すると発言委員等のプライバシーが侵害されるおそれがあることから、発言委員等の氏名については、特定個人情報に該当すると判断する。

なお、改正後の条例第10条第1項第6号は、試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道又は国等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められる情報は、非開示情報に該当する旨定めている。

(4) 別紙2の3に掲げる部分の非開示情報の該当性について

実施機関は、本件公文書に記録されている異議申立人（法人に限る。以下「本件法人」という。）の名称が改正前の条例第9条第1項本文に該当するとしていることから、これについて検討する。

ア 改正前の条例第9条第1項本文は、実施機関は、開示請求に係る公文書に、法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が損なわれると認められるものが記録されているときは、当該公文書に係る公文書の開示をしないことができる旨定めている。

イ 行政不服審査法に基づく不服申立てに係る不服申立人の氏名又は名称については、一般に、公表されているものではないから、不服申立人が法人である場合には、不服申立てをしているという事実は法人の内部管理に属する情報に該当するものであり、不服申立て及び当該不服申立ての対象となった処分の内容によっては、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が損なわれる場合があることは否定できない。さらに、このようなおそれがある場合には、法人が行政処分に対して不服があるとしても、不服申立てをして争うこと自体が困難になり、これによって当該法人が不利益を被ることも考えられる。

しかしながら、本件法人は報道機関であり、本件法人の異議申立てが北海道における一連の不正経理にかかわる職員の懲戒処分に関する公文書の非開示決定に対するものであることからすれば、本件法人の名称が公になったとしても、本件法人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が損なわれるとはいえないものと考える。

したがって、本件法人の名称については、改正前の条例第9条第1項本文に該当する非開示情報には該当しないものと判断する。

なお、改正後の条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められる情報は、非開示情報に該当する旨定めている。

(5) 異議申立ての主張について

ところで、異議申立て人は、本件公文書には本件審査会の検討段階の発言委員名、発言内容等が一切記載されておらず、これらの部分を書き加えた会議録を再度作成して開示すべきと主張するが、これが会議録の作成方法に対する要望ということであれば、本件処分とは別の事柄であり、異議申立ての対象となるものではない。

また、この主張が本件公文書が開示請求に対応するものではないから、真正な公文書を開示すべきという趣旨であると考えるとても、本件公文書については、本件審査会において決定した北海道公文書開示審査会運営要領及び本件審査会において取り決めた作成方法に基づいて作成された会議録であり、各会議録とも会長の署名によって確定していることが認められ、いずれも真正な会議録であるから、異議申立て人の主張には理由がないものである。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過

本件処分に係る異議申立てについての処理経過は、次のとおりである。

なお、改正後の条例の施行に伴い、平成10年4月1日付けで、審査会の名称が北海道公文書開示審査会から北海道情報公開審査会に変更された。

年　月　日	処　理　経　過
平成10年1月27日	○ 諮問書の受理
平成10年2月16日 (第78回審査会)	○ 実施機関からの関係資料の提出 ○ 実施機関から本件処分の理由等について説明 ○ 審議
平成10年6月1日 (第1回審査会)	○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成10年6月23日 (第一部会)	○ 実施機関による説明 ○ 審議
平成10年7月6日 (第2回審査会)	○ 審議
平成10年8月4日 (第3回審査会)	○ 審議
平成10年9月1日 (第4回審査会)	○ 審議
平成10年9月24日 (第5回審査会)	○ 審議
平成10年11月4日 (第6回審査会)	○ 審議
平成10年12月1日 (第7回審査会)	○ 答申案の審議
平成10年12月7日	○ 答申

別紙2

	非開示とした情報	非開示理由
1	<ul style="list-style-type: none">・異議申立人（個人に限る。）の氏名・意見陳述人の住所、氏名及び年齢	改正前の条例第8条第1項本文該当
2	<ul style="list-style-type: none">・付帯意見提案委員の氏名・担当委員の氏名・発言委員の氏名	改正前の条例第8条第1項本文該当 改正前の条例第9条第2項第4号該当
3	<ul style="list-style-type: none">・異議申立人（法人に限る。）の名称	改正前の条例第9条第1項本文該当
4	<ul style="list-style-type: none">・審査会の結論が出ていない事案に係る実施機関の主張及び異議申立て理由に対する反論並びに審議内容	改正前の条例第9条第2項第4号該当